勤労者・商工業者を対象とした助成制度をご利用ください

金融機関などから借り入れを受けた人で、次の制度を希望される人は、１月５日(月)から２月２日(月)まで(土・日曜日、祝日は除く)に商工観光課へ申し込みください。

■勤労者住宅資金利子補助制度

この制度は、住宅の新築または購入のため、平成19年３月31日までに借入先から借り入れの決定を受けている人が対象となります。平成19年４月１日以降に借り入れの決定を受けられた人は対象外です。

勤労者が市内に居住用住宅を新築・購入し、金融機関などから借り入れを受けている場合に、その支払利子の一部を最長で36カ月間補助する制度です。補助を受けるには、①から⑥までの条件をすべて満たすことが必要です。

◇補助を受けるための条件

①勤労者であること(自営業者やサラリーマンであっても法人の役員の人は対象外)
②専用住宅取得のための借入金があること(親族からの借り入れや消費者金融からの借り入れは対象外)
③専用住宅で、床面積が50㎡以上240㎡以下であること
④前年(平成19年)の収入金額が1,000万円未満であること
⑤市税の滞納がないこと(平成20年度課税分)
⑥市内に自己用かつ居住用の住宅を新築・購入した場合

◇補助対象借入元金限度額　借入額のうち1,000万円まで
◇利子補助率　借入利率のうち0.5%以内
◇提出書類　①利子補助金交付申請書　②住宅資金融資・償還証明書　③雇用証明書　④利子補助金交付請求書　⑤税資料閲覧同意書　⑥融資決定日証明書　⑦住宅の工事請負契約書(写し)と建築確認済証(写し)または売買契約書(写し)　⑧家屋の全部事項証明書　⑨その他必要書類
※⑥・⑦・⑧は今年度初めて申請する人のみ

■中小企業設備資金利子補助制度

経営合理化のため、店舗や工場の増改築・改造のための費用や、施設改良や事業に必要不可欠な機械整備、備品の購入資金を借り入れた場合などに、借入金利子の一部を補助する制度です。

補助を受けるには、①から③までの条件をすべて満たすことが必要です。

◇補助を受けるための条件

①市内で１年以上、各種製造・加工業、物品販売業、そのほか市長が適当と認める事業を経営し、右の表に該当する事業協同組合、会社または個人であること
②政府関係金融機関と県または普通銀行、信用金庫、信用組合からの借り入れであること
③市税の滞納がないこと

▼各事業の資本金、従業員数などの基準

区　分	資本金または出資金	従業員数
製造業	３億円以下	300人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
サービス業	５千万円以下	100人以下
小売業	５千万円以下	50人以下

◇補助限度額　一般資金は補助額計算式で算出された金額で最高10万円まで
※公共関連事業などにより、借り入れをした場合は、特別資金として14万円まで
◇提 出 書 類　交付申請書・税資料閲覧同意書・金銭消費貸借契約書(写し)

◎店舗、工場の増改築と改造の場合
上の提出書類のほかに、工事請負契約書(写し)または見積書(写し)、領収書(写し)または振込通知書(写し)

◎機械の設備、装置と備品の場合
上の提出書類のほかに、契約書(写し)または見積書(写し)、納品請求書(写し)、領収書(写し)または振込通知書(写し)

■小口融資信用保証料補助制度

市内に店舗または事業所を持つ商工業者で、平成14年１月１日以降に県信用保証協会、県および市の小口融資を利用し、その借入金の償還が契約期限以内に完了した場合に、小口融資の支払保証料金全額を限度として補助する制度です。この補助を受ける場合には、申請書のほかに保証料計算書(写し)または振込受付書(写し)が必要になります。

問　商工観光課　内線264

里親説明会

里親制度をご存じですか。さまざまな事情で親と暮らせないお子さんをご家庭で育てていただく制度です。この制度を知っていただくための説明会を開催します。

◇と　き　12月７日(日)　午前10時～午後３時
◇ところ　中央公民館
※詳細については、中濃子ども相談センター(25・3111)へ

問　こども課　内線327

工業統計調査

平成20年工業統計調査を行います。

12月から１月にかけて調査員が伺いますので、製造事業者の皆さまのご協力をお願いします。調査票にご記入いただいた内容は秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

◇**調査の目的**　製造業を営む事業所を対象に、工業に関する基礎資料を作ることを目的としています。

問　市政情報課　内線244

信用と安全は正確なはかりから

問　商工観光課　内線264

計量器(はかり)の定期検査

取引や証明に使う計量器(はかり)は、計量法により定期検査が義務付けられています。そこで、次の日程で定期検査を行います。

検査に必要な県収入証紙は、当日検査会場の農協(市役所は東濃信用金庫美濃加茂支店)で販売します。

◇検査の日程

と　き		ところ	対象地区
12月10日(水)	10:00～11:30	めぐみの農協　蜂屋支店	蜂屋・加茂野・伊深・三和
	13:00～15:00	〃　山之上支店	山之上
11日(木)	10:00～11:30	〃　下米田支店	下米田
	13:00～15:00	〃　古井支店	上古井
12日(金)	10:00～15:00	市役所	太田・下古井

※詳細については、岐阜県計量検定所(058・254・8188)へ

適正な下水道使用と浄化槽撤去前の最終清掃のお願い

■下水道へタオルやぞうきん、水に溶けないティッシュペーパーなどを流さないでください。一人一人がマナーを守り、快適に下水道を使用しましょう。
■家の建て替えなどにより、浄化槽を撤去する場合は、最終清掃(くみ取りおよび消毒)を必ず実施してください。

問　下水道課　内線291

高齢者インフルエンザ予防接種の接種期間終了が近づいています。

市では65歳以上の人を対象に、「インフルエンザ予防接種の接種料金補助」を実施しています。

接種期間は12月19日(金)までです。希望される人で接種がお済みでない場合は、お早めに接種を受けてください。

※接種には医療機関への予約が必要です(一部不要)

問　健康課　内線387

届け出は済んでいますか

家屋の取り壊し・利用状況の変更届

家屋の固定資産税・都市計画税は、毎年１月１日現在の所有者に課税されます。次のいずれかの場合には、12月26日(金)までに、税務課へ届け出てください。

・家屋を取り壊したり、相続、贈与、売買などにより名義が変わったりした場合
・事務所や店舗などを専用住宅にした場合
・併用住宅(店舗兼居住用建物など)を専用住宅にした場合または専用住宅を併用住宅にした場合

※登記済みの家屋に変更があったときは、法務局で登記の内容を変更してください(滅失登記や所有権移転登記など)
※法務局で、すでに登記の内容を変更した人は、届け出の必要はありません
※届け出の用紙は税務課および各連絡所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます

問　税務課　内線516

年末の交通安全県民運動

◇**実施期間**
12月11日(木)～20日(土)

無事故で年末　笑顔で年始

◇**運動の重点**
・高齢者の交通事故防止
・飲酒運転の根絶

高齢者の交通事故が多発しています。道路を横断する時は、信号機のある場所や横断歩道を渡り、道路を横断する時は、必ず止まって左右の安全確認をしてください。

問　防災安全課　内線276